

## 令和6年第7回田上町教育委員会定例会会議録

1. 開会年月日 令和6年7月23日 午前10時00分
2. 開会場所 田上町役場 会議室2
3. 出席委員 教育長 首藤 和明  
教育委員（教育長職務代理者） 石田 一平  
教育委員 山田 正夫、齋藤 美里、渡邊 悦子
4. 欠席委員 なし
5. 職務のため出席した者  
事務局長 時田 雅之、管理指導主事 中野 國芳、局長補佐 諸橋 弘樹
6. 会議に付した事件
  - (1) 議第1号 令和7年度使用教科用図書採択について
  - (2) 議第2号 田上町立小中学校管理運営に関する規則の一部改正について
  - (3) 諸報告
  - (4) その他
7. 会議の経過及び結果  
令和6年7月23日午前10時00分、令和6年第7回田上町教育委員会定例会の開会を宣言した。本会期を1日と提案し、了承され決定した。本日の会議録署名委員に渡邊委員を指名した。

教育長 おはようございます。只今から第7回田上町教育委員会定例会を開催いたします。議事に入ります。議第1号について説明をお願いします。

局長 それでは、第1号 令和7年度使用教科用図書採択についてということでございますが、令和7年度に中学校の教科書の改定を予定しております。お手元に資料No.1をご用意させていただいておりますが、こちらが採択協議会の事務局から届きました、採択予定の教科用図書ということできております。これらについて、教育委員の皆さんからご意見をいただいて、事務局の方に報告したいと思っております。資料の最後に、参考ということで取り扱い注意という表記がついていますが、それぞれ採択を決定した教科別の主な理由というところで記載がございますので、これらもご参考にしていただきたいと思います。簡単ですが説明は以上になります。

教育長 ありがとうございます。昨年、別紙1の小学校教科用図書について審議い

ただきまして、今年度は別紙 2 の中学校の教科書についてご意見をいただいて、採択事務局の方へ報告するという形になりますので、よろしく願いいたします。少し読む時間を取らせていただきます。

若干補足をさせていただきますと、最後の参考資料、取扱注意というところなんですが、社会科、地理、歴史、公民と三つの分野があるんですけども、ここは共通の出版社の方が授業をやりやすいだろうということで、共通という形になりました。それから裏の方ですけども、技術、家庭科という教科なんですけれども、授業自体はそれぞれ別々に行われておりますので、ここは会社が違っても支障がないんですよと、県内地区の採択の様子を見ても、違っているところもありますし、支障はないだろうということで、そういうことも採択協議会の中では話がありました。

ご質問、ご意見等ございましたら。

山田委員  
教育長

お願いいたします。今までの使用教科書と違ったものがありますか。

はい。では、別紙 2 をご覧ください。今までと変わる教科を申し上げます。国語、保健体育、技術、道徳、以上 4 教科が以前と違う出版社になります。先ほどの説明の補足です。音楽は一般と器楽に分かれているんですが、こちらでも共通がいいだろうということで共通のものになります。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、今回、三南地区の教科用図書採択協議会で、この教科書を採択したいということですので、田上町教育委員会として、この採択でよろしいということで返事をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議第 1 号を終了します。続いて、議第 2 号をお願いいたします。

局長

はい、では議第 2 号になります。田上町立小中学校管理運営に関する規則の一部改正についてということでございます。資料としては、資料No.2 になりますが、簡単に説明させていただきますと、主に中学校なんですけど、夏季休業期間中、一般的な事務仕事についてはそんなに影響はないんですが、平日の部活動を実施するにあたりまして、夏場は気温が高くなりますので、早目に開始をして早目に終了したいというような理由もあり、また教職員組合の方からも柔軟な勤務時間の対応をしていただきたいというような要望も今まで上がっておりました。

今回、この管理運営に関する規則の一部を改正しまして、夏季休業日の期

間中において、早出遅出勤務が可能となるように条文を改正するという  
ことで提出したものでございます。実際に追加する文言については、この資料No.2  
の1ページ目、第29条に次の一項を加えるということで、第2項としまして  
記載のとおり条文を加えるものであります。2ページ目には、新旧対照表とい  
うことで記載されておりますし、3ページ目には具体的に各所属の小中学校の  
先生が、早出遅出勤務の申請をするために使用していただく様式を付け  
ております。参考までに、4ページの方からは学校における働き方改革に関す  
る取組の徹底についてということで、文科省から出ております通知文をそれ  
ぞれ添付させていただきました。

早出遅出の関係は、教育委員会の方として先生方個々の管理をするわけ  
ではなく、各先生方から所属の学校長へ申請をして、それぞれ認めていただ  
いた上で早出遅出勤務を実施するというような形を想定しています。申請の中  
身なんですけれども、30分、60分ということで一応想定しています。もうち  
よっと時間を検討した方がいいかなと思ったのですが、とりあえずこの取り  
組みのあたりから進めてみて、もう少し時間を伸ばしてもらいたいとかとい  
う要望があれば、それらを検討していきたいと思っております。可能であれ  
ば、これで支障がなければ、この夏休みから実施したいと考えております。

簡単ですが説明は以上になります。

教育長 はい、ありがとうございました。本日終業式ですので、もしお認めいただ  
ければ、早速明日からという形になるかと思えます。説明もありましたけ  
れども、熱中症対策ということで是非お願いしたいというような現場の声が  
あり、これを提案させていただいております。

いかがでしょうか。

齋藤委員 すごく素晴らしいなと思うんですけど、一つ質問があります。これは休み  
中じゃないですか。例えば、7月のすごい暑い時の土曜の部活とか、9月でも  
いいですが、それはどうなりますか。それは早出ができない。

教育長 これは勤務時間の変更なので、普段中学校だったら8時10分から16時40  
分。それを職員が、7時10分から15時40分に夏休み中の期間、させてもら  
いたいと申し出があり、それを校長が認めればということです。土曜と日曜  
は勤務時間の割り振りがないので、これには該当しません。土日の部活動を、  
今まで8時半だったものを8時に始めるとかというのはこの条文には引っか  
かってこない。部活動手当は本人が申告をして、何時から何時までやりまし

たと言った際、一定時間以上の時に部活動手当を県が支給するんです。これは勤務時間を自分が 30 分早く出て 30 分早く帰るとか、一時間遅く来て一時間遅く帰るか、これを夏休み中の期間やらせてもらいたいというふうに職員が校長に申し上げ、支障がないと認めればという仕組みですね。

齋藤委員 分かりました。ありがとうございます。

山田委員 はい、お願いします。これやると職員の勤務時間がバラバラになるわけですよ。学校の開錠施錠については、どなたが責任を持つことになるんでしょうか。

局長 最終的には校長が責任を持つことになると思いますが。それは学校の職員の中で、この早出遅出を踏まえて施錠の担当を割り振りすることになると思います。

山田委員 例えば日直とかいるわけですよ。その人が来て鍵を開け、鍵を閉めるというような時に、時間的にこの職員が早く出るから、その人が開けるというようなことになってくるわけでしょうかね。

局長 それは各学校の取り扱いになるかと思います。

山田委員 鍵は早く来る職員が持っていけるような、そういう体制になってるんでしょうか。

局長 施錠する警備のカードは職員全員分ではなかったと思います。施錠を管理する日々の担当の分と、管理員も持ってますし教頭も持っていると思います。

教育長 校長、教頭、管理員、その他に土日の部活もありますので、鍵にナンバーを付けて管理しているかと思います。早出の職員が、明日何番の鍵を持って行きますということで用紙に書くとか、何月何日、誰が持って帰りましたというような、そういう管理にして早出の職員が来て鍵を開けるという仕組みが考えられます。

山田委員 そこをきちんとやってもらうように、ぜひ伝えてほしいなと。というのが、私は夜、近隣市の学校の体育館を使うことあるんですが、時々電気がついていたんですよ。

局長 体育館ですか。

山田委員 いや、体育館じゃなくて校舎。校舎の電気が付いているようなことがありましたので、忘れたなと思って見てるんですけど。

教育長 開錠施錠の責任をどういうふうにするのか。鍵の管理というところでしょうか。

山田委員       これによって、教頭の勤務時間というか、帳面に載らない勤務が発生する  
ということはないでしょうか。

教育長         その心配はいらないと思います。三条市もすでに早出遅出がありましたけ  
れども、特段支障は感じません。

山田委員       分かりました。

教育長         他になれば、条文を追加して学校の方で校長の責任のもと校長が許可を  
して運用していくという形になります。よろしく願いいたします。では、  
議第2号、承認ということでお願いいたします。

                  続いて、諸報告になります。私の方から一点お願いします。資料No.3 です。  
田上中学校卒業後の進路一覧ということで、実は春先に町長の方から中学生  
はみんな進学されているんでしょうかねというお話しがありまして、私の方  
で中学校から資料をもらって作成しました。表の下の方に在家という欄があ  
りますがゼロとなっており、全員が進学してる状況が続いています。学校別、  
学科別に表にさせていただきました。また、参考までに私立中学校及び県立  
中等など、田上中学校に進学しなかった生徒についての情報も載せさせてい  
ただきました。今後できれば皆さんに情報を毎年お伝えしていければと思  
っております。

                  私からは以上ですが、この件に関していかがでしょうか。

                  では、諸報告、その他いかがでしょうか。

局長補佐       前回の定例教育委員会で、田上町いじめ防止基本方針の改定ということで  
ご説明させていただきました。その際、番号の振り方についてご質問があ  
りましたが、公文書規程を再度確認し県の方針と同じような形で文書の番号  
付けを再度調整させていただきました。本日報告させていただき、方針につ  
いては明日、いじめ問題の協議会が行われる予定なんですけれども、そこで  
またご意見をいただいて、最終的に8月中に確定したいなというふうな考え  
で進めております。以上です。

教育長         公文書規程というのを精査したらということでもありますので、こちらに合  
わせて書いております。

                  ほか報告ありますでしょうか。よろしいでしょうか。では以上で諸報告を  
終わらせてもらいます。

                  (4) その他、いかがでしょうか。

石田委員       先ほどの教科用図書の関係ですが、資料だけ見るとすんなり決まったのか

など思われるかもしれませんが、現実結構ハードで、何が評価で決まっています、どういう手順で決まるかというのを、教育長からお話しいただければ。

教育長       そうですね、ではあの手順から簡単に説明させていただきます。教科ごとにそれぞれの地域の代表から、教科書を全部読んで特徴とか使いやすさとか、地域素材があるとかとか、色んなことの観点があるんですけども、その観点に沿ってこの教科書はここがいいですよ、この教科書はここがいいですよということを一覧表にまとめて、その長所を出してもらおうという作業をしてもらいます。それを参考にして、教科ごとの代表の教諭がおりますので、その代表の教諭より、私たちが精査したところではこの教科書のここがいい等の説明を受けて、最終的には長所の数も含めながら全部説明をして、それから保護者代表とか教育研究会代表、それから各教育課長とか、そういう方たちから質疑をしてもらって、かなり厳しい指摘もありながら、質疑をもらってということになります。その様子を採択協議会の委員は、各教育長と教育長職務代理者が集まって…。

石田委員       最初の会議が大体 14～15 人ですかね。まず 1 回目のすり合わせの時が。教育関係者、PTAとか、そこでまずもむんですけれども。その時に、要するにこちら教育長サイドは一つ高いところにおいて、それを静観するわけですね。

教育長       傍聴なんで。

石田委員       傍聴なんで口は出しません。ただ見ててどういうところがもめているかというのを見てるんですけども。そのもめ方で、進行状況によって、我々別室で今度は各教育長とかが集まって、本当少数で、8 人で最終的に決断をするんですけど、その前にその様子を見ているんですけども。各評価のアンダーラインを引いたところ。アンダーラインの数そのものがその教科書の評価になってくるんで、それが同率になるとちょっとね。今回教科書が変わったのが 4 教科と結構多かったですよ。

教育長       そうですね。従来の教科書との差が明らかでしたね。同数とかの場合は、その教科の担当も別室に控えてもらっていて、教科の代表に来てもらってくださいと言って、もう一回確認をしたりすることもあります。

石田委員       結構だから二重三重の壁があったりするんで。ただ今回は割と従来の教科書と新しく変わったという差があったので、最初はちょっと「うん？」と思ったところもあったんですけども、最終的にはその 8 人で評価したんですけども。

齋藤委員　　ちなみにどういう点でもめるんですか。こっちがいい、あっちがいいみたいな。もめるってどういうことなんですか。

石田委員　　結構ね、アンダーラインの数もあるんですけども、地域性の問題とかあるんですね。特に社会とか、そういうところはありませんね。  
でも、理数系はそんなに揉めないですよ。

教育長　　そうですね。

山田委員　　地域性が結構あるんですよ。新潟県ですと、例えば雪の時期に地層とか生物とか学習したって駄目なわけでしょう。そうすると、どういう単元配列になっているか。

教育長　　県の教育委員会が教科ごとに詳細に調べて教科書をあたるんですが、この資料が届いて、これ見ながら今度は三南地域の人達が調べたりするんですけど、こうやって最後によかったのがこれだけのものがありますよということです。

教科書はよろしいでしょうか。ほかに何かありますでしょうか。

山田委員　　町のいじめ防止基本方針についてちょっといいですか。先回の委員会後に読ませてもらったんですけど、一点引っかかったんですよ。9 ページ、上の3 行目、その他の場合とありますよね。「児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断したとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査にあたる。」

ここで終わるような感じなんですよ。重大事態が発生したもとして報告調査にあたる、この報告が教育委員会に来るのかどうかということなんです。学校がこれは重大事態でないというふうに調査した結果、これは重大事態ではないという報告は教育委員会に来てるのかどうかということがちょっと疑問だったんですよ。必要ないのかどうかということ。というのはですね、そのずっと下の方を見ていきますと、下から 7 行目、「⑧各学校は、学校いじめ対策組織を活用し、第三者（外部の専門家等）を加えた組織、又は新たな調査組織を組織することも検討する。」と以下ありますけれども、これは学校が組織をして、その下を見ますと「町教育委員会は学校から重大事態の発生について報告を受けた場合は、その事案の調査を行う調査主体やどのような調査組織にするかを判断する。」ということで、学校から重大事態が発生したという場合には町が対応していくわけですよ。先ほど言った重大事

態かどうかということのその報告については、教育委員会に来るかどうかがちよっとはつきりしなかったんですけど。それはどうなんでしょうかね。

石田委員 多分、文章的には最初の文には余韻を残した言い方をするんでしょうね。余韻を残した言い方をすると、その後何をつけ加えても、可能になるというふうな感じじゃないかな。だから、教育委員会が求めればという話になってもいいし、学校からとして報告をしてもいいという話になるだろうし、その辺を義務付けてしまうと幅が狭くなってくるんで、わざと余韻を残したような文章で終わってる方が幅が出るという判断はできませんか。

山田委員 どうですかね。例えば今回の事案に対して考えてみると、学校は当初重大事態というふうに考えていたかと。そうでないとして、学校で留めて教育委員会に報告してないとして、一方で保護者からそういう声が出た時に教育委員会は把握していませんでしたということになり得るわけですよ。それはちよっとまずいんじゃないのかと思ったんですけど。

局長補佐 まずちよっと整理をすると、重大事態になるかどうかというのは、いじめによって死亡した場合、いじめによって不登校となった場合、これが9ページの重大事態の報告ということです。先ほどの、イの部分になりますが、学校は教育委員会へ直ちに報告するものとなっております。もう一つ、学校においていじめが原因かどうか分からないという場合があります。今回もその場合です。問題になったのもそのような状態だったんですけども、これについては、保護者からいじめが原因で不登校になったんだ、要は相談したんだということになったら、即、重大事態として報告をするようにということで、学校の判断にかかわらず、重大事態として扱ってくださいというような内容でここに記載されてると私は理解しています。

山田委員 それは、重大事態が発生したものとして報告調査にあたりと。

局長補佐 そうです。まずは教育委員会に報告する。

山田委員 これは報告するってことですね。

局長補佐 とりあえずそうですね。その後、教育委員会がその報告を受けて、先ほど9ページの8番と言われましたが…、教育委員会は学校から重大事態発生について報告を受けた場合は、その事案の調査を行う調査主体、これは学校がやるのか教育委員会がやるのかということをしるべきではない。今回やったのは、町が第三者委員会を作って調査を行いました。ただ、学校が第三者委員会を作って調査するというのも可能なんで、それをどちらが

するかというのをそこでまず判断して、調査を進めていくというような流れになるということですね。重大事態が起こったら、すぐに教育委員会に報告するということになっております。

山田委員       それはいいですよ。今のところにも書いてあります。ですから、上の重大事態とはいえないと判断した場合の対応なんですよ。私が問題にしたいのは。ウのところ。学校が重大事態とはいえないと判断したとしても、重大事態が発生したものとして調査報告にあたる。調査し、教育委員会に報告するという。そういう意味だというふうに、理解していいでしょうか。

局長補佐       再調査ではなくて…。

山田委員       これ、再調査…。違いますよね。

局長補佐       学校が、いじめが原因ではないというふうに思っていたとしても、保護者から申し出があれば、重大事態が発生したと想定して動いてくれというような形で書いている。

山田委員       ということは、これはもうイコール重大事態だというふうにとって、下の方の教育委員会に報告することにつながっていいんですね。

局長補佐       はい、いいです。あの、ここがちょっと間違えやすいところで、いじめと不登校が関係なくても、保護者が言ってくれば重大事態と認識しなさいというふうな理解をしている。

山田委員       これは、調査した結果、やはり重大事態ではないというふうに判断する場合もあるわけなんですよ。

局長補佐       最初、学校はいじめじゃないと思っていたんだけど、保護者が言ってきたら、それはもう重大事態として扱おう。それで重大事態になったので、教育委員会に報告して再調査というか、学校がするのか、教育委員会がするのかという形になるんですけども。ちゃんとした調査を行うというステップになろうかと思えます。

山田委員       はい。なんかそこも受け止めが…。

局長補佐       ただ、保護者が言ってきた時点で、もう重大事態なんだというふうに認識しないとイケない。

山田委員       下の方に留意するとなっております。

教育長       重大事態が発生したものとして報告・調査にあたるので、まず報告をし、調査するという順番になってるのかなど。調査報告にすると、調査した上で報告することになりますけど、報告・調査だから。そういう捉えにできるの

かなと。

山田委員        はい、分かりました。

齋藤委員        私、読んでなくて、耳で聞いただけなので、ちょっと不正確かもしれないんですけど、最初聞いた時の順番だと、保護者が重大だと言ってきた事案が、学校は重大じゃないと判断したとしても…。言われたのに、学校が重大か重大じゃないかを後で判断したみたいな聞こえ方をして、今の説明だと、最初学校が知って、それは違うんじゃないかと言ったんだけど、保護者から言われたら、それはそう扱ってくださいということになっていて。大分、印象としては違って、保護者から重大だって言われたのに、重大じゃないって学校が判断するみたいな。そういうニュアンスに聞こえるというか、読めちゃうんですけど。説明だと、学校が先ですよ。学校がそれを知った時に重大じゃないと判断しても、その後に生徒とか保護者からいじめが原因ですよと言われたら動いてくださいねということですよ。

局長補佐        そうです。児童生徒、保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、その時点で学校が違うと思っていたとしても、重大事態が起こったとして取り扱うものとするという形になります。学校の判断は置いといて、まずは報告するという形になる。

齋藤委員        言われて学校が判断したってことじゃないですよ。

局長補佐        違います。言われたこと自体が重大事態の発生源なんです。

齋藤委員        分かりました。

教育長            ほか、いかがでしょうか。

局長補佐        国のガイドラインをもう一回再度よく見てみます。この辺は、ちょっと確認させてください。

教育長            そうですね、国県のものに準じて作っているの、間違いがないかなということ、もう一度確認してみますか。文言は間違いではないと思うんですけども、確認したいと思います。

山田委員        もう一点いいですか。色んな調査委員会の設置等についてですね、公平性中立性を確保するよう構成するという文末なんですよ。これは何やっても、この前も教育長が少し言われていました、教育委員会の掌の上でという話があったということなんですけど、相手が公平中立だというふうに見るかどうかは別としても、この文面上は「公平性中立性を確保する」で止められないものかな。「よう構成する。」、この「よう」というのが非常に難しいと

どうか大事なとこなのかと。以前は、「よう努める。」なんですよ。

局長補佐 「努める」を「構成する」に変えたんですけど。そこでご意見があつて、「確保する」で止めたらいんじゃないかということで。もう一度確認しますが、一応そういう形で修正するという形になったと思います。

石田委員 それで切った方が分かりやすいですよ。

山田委員 そうですよ。ただ、それこそさっき言ったように、見る人によっては印象が色々あるからね。

石田委員 うちはそうしたんですって言い切れるだけの文面であつた方が、確かに有効ではありますよ。

教育長 なるほど。

石田委員 そこで一言つけるだけで突っ込まれそうな感じがするんで。

局長 現在、総務課の方で今回の再調査委員会の委員を依頼しているんですけど、この公平中立を保つためには職能団体から推薦を得て決定するということがまず一つ必要になってくると思うんですね。ただ、なかなかそうは言っても、その団体自体がスムーズに委員を受けられない。いじめ問題調査委員会への人的提供が難しいと言われるところが結構あるそうです。実際に聞いてるところでは、大学等へ依頼したけれども、なかなかその教授を派遣するのが難しいという話も聞いてますし、ドクターのところについても委員配置が難しいという話を聞いています。なるべく、この公平中立を保つために職能団体からの推薦をもらって公平中立を確保したいんですけども、様々な事情から難しい状況であることも事実であります。そういったところでこの書き方がちょっと難しくなってくるのかなということはあるんですけども。

山田委員 そう思います。感想です。いろんな事情があつてこの表現だと思うんでね。何とも言えないんですけど。文面となつた時には言い切った方がいいのかなという気がしたもんですから。以上です。

教育長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

では、その他別件でいかがでしょうか。よろしいでしょうか。貴重なご意見、ありがとうございました。

では、(4) その他、終了いたします。では、以上で第7回定例会を終了いたします。